

マイナンバーの取扱いについて

東京SR経営労務センター

当センターにおける「マイナンバーの取扱い」は、次により行うことと致しました。

- ① 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
- ② 東京SR経営労務センター特定個人情報取扱規程
- ③ 特定個人情報の取扱いに関する覚書

この①～③は、全国社会保険労務士会連合会において厚生労働省と折衝して作成した雛形に準じており、全国のSR経営労務センターが統一的な取扱いを行うこととしています。

主な要点は以下のとおりです。

- ア 当センターにおいては、事業主からの個人番号の提供は受けず、会員社労士から個人番号の提供を受ける。
- イ 事務組合としての事務処理は、労働保険事務等委託書(組様式第1号)に上記③を加えることで対応する。
- ウ 会員社労士は、「社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック(連合会)」や「特定個人情報保護委員会ガイドライン」に従って個人番号関係事務を行う。

※ ①～③は、当センターホームページからダウンロードして活用願います。

※ ③の覚書の当センター会長印は、事業主印と社労士印を押印のうえご持参(3通1組)いただければ事務局窓口で押印します。また、郵送の場合は、1通は当センターで保管し、2通をご返送致します。

なお、印刷サイズはA4版とし、印刷スタイルは、可能であれば両面印刷としてください。

※ また、新規委託の場合は、労働保険事務等委託書に③を添付してご提出ください。